

◆ 当協会、会員に対して、秋田県知事・秋田労働局長より障害者雇用の採用職域の拡大と求人
の提出要請、秋田県・秋田労働局の担当部長より外国人雇用管理指針の周知の要請があ
りました。

謹啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴団体を始め会員企業の皆様には、本県における産業労働政策の推進につ
きまして、日頃格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、県内に就職を希望する多くの高校生、大学生の若者や、高齢者
などの雇用の維持・拡大に努められていることに対しても、深く感謝申し
上げます。

さて、本県の雇用情勢につきましては、有効求人倍率が1.5倍台の高水
準を維持しており、障害者雇用に関しましても、県内のハローワークの紹
介により就職した障害者は、平成30年度が789件と過去最高を更新しまし
た。また、秋田労働局が今年4月に発表した本県の「障害者雇用状況」に
よれば、今年度の障害者実雇用率は2.07%と、貴団体をはじめとする関係
機関の御協力により前年度の1.98%を上回り、6年連続で過去最高を更新
し、2年連続で全国平均を上回るなど、本県における障害者の雇用は着実
に進展しております。しかしながら、法定雇用率の2.2%には届かず、未だ
325の企業が法定雇用率未達成の状況となっております。

このような状況の中で、さらに令和3年4月までには、法定雇用率が
2.3%に引き上げられることになっており、雇用義務対象となる事業主の範
囲も拡大されます。秋田県並びに秋田労働局といたしましても、今後、県
内企業から障害者の採用を検討する機会や採用後の職場定着に対する支援
の要望が増えることが予想される中で、関係機関等と一体となって、障害
者の雇用環境の整備に向けた施策の推進に努めてまいりたいと考えており
ます。

貴団体におかれましては、こうした状況を障害者雇用率達成及び職場定
着の一層の推進を図る機会と捉え、障害者が一人でも多く県内に就職及び
定着し、安定した就労が継続できるよう、採用職域の拡大と求人の提出に
ついて、会員企業等に周知していただくようお願い申し上げます。

末筆ながら貴団体と会員企業の一層の御発展をお祈り申し上げます。

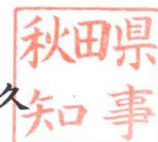
敬白

令和元年7月1日

一般社団法人秋田県経営者協会
会長 湊屋 隆夫 様

秋 田 県 知 事 佐竹 敬久

秋 田 労 働 局 長 甲斐 三照



謹啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、秋田労働局が今年1月に公表した本県の「外国人雇用状況集計結果」によれば、平成30年10月末日時点での外国人を雇用している事業所数は431事業所（前年同期比30事業所、7.5%増加）、外国人労働者数は1,953人（同274人、16.3%増加）と4年連続で前年同期を上回り、共に平成20年の統計開始以降最多となっております。

また、人手不足の深刻化は、我が国の経済・社会基盤の持続可能性の阻害要因になると考えられることから、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性や技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていくために、新たな在留資格「特定技能」が創設されたところです。

このように、外国人労働者の一層の増加が見込まれる状況の下、国において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」といいます。）を取りまとめ、この総合的対応策の中で、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要との方針が示されたこと等を踏まえ、労働関係法令等の遵守や公正な待遇の確保等、外国人労働者が安心してその有する能力を有効に発揮できる環境を整備するため、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」（以下「外国人雇用管理指針」といいます。）についての見直しが行われました。

秋田県並びに秋田労働局といたしましても、外国人雇用管理指針の事業主への周知・啓発等、外国人労働者の雇用環境の改善の推進に努めてまいりたいと考えております。

貴団体におかれましても、外国人労働者が、在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら働くことができるよう、外国人雇用管理指針について、会員企業等に周知していただくようお願い申し上げます。

末筆ながら貴団体と会員企業の一層のご発展をお祈り申し上げます。

敬白

令和元年7月1日

一般社団法人秋田県経営者協会

会長 湊屋 隆夫 様

秋田県産業労働部長 妹尾



秋田労働局職業安定部長 大坪 祥一

